

令和5年4月1日

取引業者各位

令和3年2月に発覚した国立病院機構職員による取引業者との癒着に起因する倫理規程違反等の事案を受け、令和4年3月30日付国立病院機構本部より、別添のとおり再発防止策が示されましたので、九州グループにおいても、これを遵守し公正かつ公平な契約手続きに努めます。

取引業者各位におかれましては、当機構が取り組んでいる再発防止策に関し、ご理解とご協力をお願いいたします。仮に、今後、供給接待や不当な働きかけなど、機構職員と結託して不正な行為が行われた場合は、当該職員の処分のみに留まらず、貴社に対しても指名停止等のペナルティーが科されることとなりますのでご承知おきください。

今後も適切な取引及び倫理規程の遵守について、ご理解ご協力、よろしく願いいたします。

九州グループ 経理責任者 総括長

取引業者との不適切行為に係る再発防止策

本件は、取引業者と1対1でのやり取りを許す環境、病院内での点検不足、上司が部下の担当者任せにしていたことなどが要因であり、次の再発防止策を講じる。

I 取引業者との接し方に関する基本ルールの徹底

- ・ 「取引業者との間で守るべきルール（ポイント）」を職員に配布し、取引業者からの対応接待等の禁止事項や取引業者から不当な働きかけに依ってはならないことなどを周知
- ・ 取引業者との接し方に特化した研修を設け、e-learning 等で全ての事務職員を対象に実施し、受講状況の確認を行う。

II 他の職員が確実に業者とのやり取りを確認できる体制

- ・ 取引業者とのやり取りは、可能な限り必要最小限にとどめること
- ・ 取引業者との対面でのやり取りは、必ずオープンな場所で、複数職員で行うこと
- ・ 取引業者とのメールでのやり取りは、職員個人に割り振られたメールアドレスは使用せず、必ず、他の職員も閲覧可能な係や課に割り振られたメールアドレスを用いて行うこと
- ・ 取引業者との電話でのやり取りは、必ず他の職員にも聞こえる場所で行い、やり取り内容を速やかに上司等に報告・共有を行うことを明確化

III 特に重視すべき取引状況は病院幹部が必ず確認する体制

- ・ 契約審査委員会は、取引業者別の支払額や少額随契の契約業者の確認、競争性の阻害(不正)が疑われる取引の有無の点検を確実に行うこと。また、競争性の阻害(不正)が疑われる取引があった場合には必要な調査を行うこと
- ・ 特に、取引額が急増している業者、取引が長期に渡る業者、多額の取引がある業者及び同一業者に契約が偏っている場合には、契約手続の適切性について必ず確認を行うこと
- ・ 年間調達（契約）スケジュールを活用し、契約事務の進捗状況を定期的に点検し、必要に応じてスケジュールの見直し等を行うことを徹底

IV 上司が部下の契約手続の適正性を必ず確認する体制

- 上司は、契約事務担当者の取引業者とのやり取り状況や関係性、契約事務手順などが適正かどうか必ず確認したうえで決裁を行うことを徹底
 - ※ 契約事務手順などの点検には、会計規程等の他、契約に関する業務フロー、随意契約指針、一者応札改善指針の他、書面監査における自己評価チェックシートを活用
- 契約事務担当者任せにすることなく、日ごろから、年間調達（契約）スケジュールを活用し、契約事務担当者の契約事務業務の進捗状況を点検し、必要に応じてスケジュールの見直し等を行うことを徹底

V 取引業者に対しても契約事務ルールの遵守を改めて徹底

- 取引業者に対して、職員からの不正な求めに応じた場合には指名停止にもなり得ることを改めて周知し、不正な求めがあった際には必ず他の職員等に通報してもらうことなどを記載した書面を交付すること

以上